

琴浦町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

琴浦町（以下、「甲」という。）と琴浦町社会福祉協議会（以下、「乙」という。）は、災害時における琴浦町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、琴浦町災害時応急対応活動として行うセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議のうえ、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、琴浦町大字浦安 123 番地 1、121 番地 2 地内の建物に設置するものとする。

2 前項の施設が被災し、センターを設置することが困難な場合は、甲はこれに変わる場所を確保して乙に提供するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて地域の関係機関・団体のほか、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置したときは、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティアの活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 琴浦町災害対策本部との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難状況
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報
 - ⑤その他、甲及び乙が災害ボランティア活動に必要と認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの設置及び運営に要する経費は、原則甲の負担とする。

- 2 前項の規定に関わらず、災害ボランティアの活動に必要な資機材、活動物資等の調達に伴い、特別な経費が発生したときは、甲乙協議のうえ費用負担を決定するものとする。
- 3 乙は、前二項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、5年間保存するものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等において、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険の加入に係る費用は、ボランティアが負担するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関 団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、平常時から連携するものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年2月 6 日

甲 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
琴浦町

町長 福本 まり子



乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安123番地1

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会

会長 中井 一郎

